

「障害者の一般就労トータルサポート事業」業務委託に関する企画提案 募集要領

1 委託業務の目的

障害者雇用の法定雇用率未達成の県内企業の人事・労務担当者等に対し、民間の障害者雇用支援コーディネーターによる採用準備から職場定着までの一貫した個別支援を行うことにより、企業の障害者雇用担当者に雇用のノウハウを習得させ、障害者雇用の促進を図るもの。

また、福祉的就労の障害者や学生、生徒と家族・支援者を対象に一般就労につなげるため、企業担当者との就労に関する相談等を行う交流会を開催し、障害者の雇用・職場定着を図るもの。

2 業務の内容

別紙「仕様書」による

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 提案限度額

金3,800千円（消費税及び地方消費税含む）

この限度額とは別に、契約手続きの中で予定価格の設定をする。

5 企画提案参加の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に事業所を有する者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (4) 富山県との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年3月30日富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。
- (7) 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (8) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

6 参加申込み

企画提案に参加を希望する者は、参加申込書（別紙）により申込みを行うこと。

7 参加申込書及び企画提案書等の提出等

(1) 企画提案の募集等に関する質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（別紙）により提出してください。電話及び口頭による質問は原則受け付けません。

- ①提出先 富山県商工労働部労働政策課
- ②提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）
- ③提出期限 令和6年3月8日（金）17:00 まで（必着）

(2) 参加申込書

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書（別紙）によりお申込みください。

- ①提出先 富山県商工労働部労働政策課
- ②提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）
- ③提出期限 令和6年3月14日（木）17:00 まで（必着）

(3) 企画提案

- ①提出書類
 - ・ 企画提案書
企画の意図、実施手法・イメージ、業務実施体制、スケジュールなどの提案内容が判断できるもの。
 - ・ 経費見積書（4の金額の範囲内で作成願います。）
 - ・ 会社概要（パンフレット等）
 - ・ 過去2年間に提案を求める業務と同種又は類似の業務を履行した契約実績の一覧（様式任意）
- ②提出先 富山県商工労働部労働政策課
- ③提出方法 電子メール
- ④提出期限 令和6年3月19日（火）17:00 まで（必着）

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

次の項目等により審査します。

ア 事業全体

- ・ 人員配置等が業務を確実に円滑に行うものとなっているか。
- ・ 業務の確実な実施が見込めるノウハウや実績を有しているか。
- ・ 準備から業務完了までのスケジュールが適切か。
- ・ 業務実施に係る見積項目は適切か。
- ・ 業務実施に係る見積金額は適切か。

イ 企業の障害者雇用担当者への個別支援事業

- ・ 障害者雇用支援コーディネーター派遣の実施時期や回数が支援を受ける企業にとって

取り組みやすいものとなっているか。

- ・実施内容が支援を受ける企業内における障害者雇用の促進・定着につながるものとなっているか。
- ・事業の実施内容が支援機関への相談や支援制度の活用につながるものとなっているか
- ・障害者雇用支援コーディネーターは、支援を受ける企業の障害者雇用促進のために必要な知識、経験があるか。
- ・支援の内容が、現在の行政や支援機関の取り組みを踏まえたものとなっているか。

ウ 障害者、家族等と企業との交流会事業

- ・交流内容が障害者の雇用促進につながるものとなっているか。
- ・交流の進め方が、効果的なものとなっているか。

(3) 審査結果

後日書面で採否のみ通知します。審査結果に対して異議申立てはできないものとします。

9 今後のスケジュール

3月8日（金）	質問書提出期限
3月14日（木）	参加申込書提出期限
3月19日（火）	企画提案書提出期限
3月下旬	書面審査、審査結果通知
4月上旬	契約締結、委託事業開始

10 その他

(1) 次に掲げるものの提出は無効とします。

- ① 所定の期日及び場所に提出のないもの。
- ② 今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- ③ 同一提出者が2以上の企画提案を提出したもの。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

(2) プロポーザル参加に係る経費は、参加者負担とします。

(3) 採用となった者とは、業務内容を別途協議の上、契約を締結します。

※本事業の実施は、令和6年2月富山県議会での令和6年度富山県一般会計予算の成立が条件となります。

契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者とあらためて協議を行うこととします。

(4) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属します。

(5) 当事業は、国の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」を活用した事業であり、会計検査院の検査等の対象となる可能性があることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管してください。

(6) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

11 問合せ先

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班 担当：丸田
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL:076-444-8897
E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp